

(証券コード 8029)
平成28年3月7日

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

株式会社 **ルック**

取締役社長 多田和洋

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)午後5時までにご到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日) 午前10時から
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
目黒雅叙園 2階 華うたげの間

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第54期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.look-inc.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日銀による経済・金融政策を背景に企業収益や雇用情勢等に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、消費増税後の個人消費低迷の長期化や、中国をはじめとする新興国経済の減速、欧州における債務問題等、海外経済の下振れがリスクとして顕在化し、先行きの不透明な状況が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、一部の高額品やインバウンド需要による売上の下支えはあるものの、消費者の節約志向は依然として強く、また天候不順も重なり厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、市場環境の変化に適応できる収益基盤強化に向け、事業の選択と集中を推し進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は460億2百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は5億1千6百万円（前年同期比56.1%減）、経常利益は6億6千万円（前年同期比59.3%減）、当期純利益は4億4千1百万円（前年同期比65.0%減）という結果で終了いたしました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

(アパレル関連事業)

「日本」につきましては、既存ブランドの活性化と拡販に注力するなど今後の成長および収益基盤強化に向け取り組んでまいりました。

ブリティッシュスタイルブランド「キース」においては、英国テキスタイルメーカーとの共同で、新たなオリジナルタータンチェックの開発を行い、併せて積極的な出店を推し進めたことにより売上が増加いたしました。フィンランドの生活雑貨ブランド「マリメッコ」においては、バッグの販売が好調だったことに加え、Eコマースでの販売を強化した結果、売上が堅調に推移いたしました。イタリアのレザーブランド「イル ビゾンテ」においては、新規出店を推し進めたことにより売上が増加いたしました。Eコマース事業におきましては、外部サイトへの積極的なブランド出店を推し進めたことにより、売上が好調に推移いたしました。

連結子会社である、A.P.C.Japan株式会社が展開する「A.P.C.」においては、好調なデニムアイテムに加え、バッグやレザー小物の品揃えの強化、併せて直営

店販路への積極的な新規出店を推し進めた結果、売上は伸長いたしました。株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイルが展開するバッグを中心としたライフスタイルブランド「ヴェラ・ブラッドリー」は百貨店への販路を拡げ新規出店をいたしました。また、株式会社レッセ・パッセにおいては、大人の女性に向けた新規ブランド「ハリユ」を展開するなど事業拡大に向け取り組んでまいりました。

これらの結果、「日本」の売上高は312億4千4百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益は9千4百万円（前年同期比85.6%減）となりました。

「韓国」につきましては、消費動向が依然として低迷し厳しい経済環境の中、株式会社アイディールックにおいては、フランスのインポートブランド「サンドロ」やフランスのライセンスブランド「マージュ」などの売上が好調に推移いたしました。株式会社アイディージョイにおいては、ショッピングセンターなどの商業施設に積極的な新規出店をするなど売上高が大幅に増加いたしました。さらに為替レートが円安ウォン高になったことにより、邦貨換算での売上高は前年同期を大きく上回りました。一方、積極的な店舗展開により販売費及び一般管理費が前年同期より増加いたしました。その結果、「韓国」の売上高は137億2千1百万円（前年同期比23.8%増）、営業利益は4億5千7百万円（前年同期比13.8%減）となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）において、効率経営に努めてまいりましたが、出退店による一時的な店舗数の減少により売上高、営業利益は前年同期を下回りました。洛格（上海）商貿有限公司においては、不採算店舗の撤退により営業損失は前年同期に比べ減少いたしました。これらにより、「その他海外」の売上高は3億6千4百万円（前年同期比29.0%減）、営業損失は1億1千3百万円（前年同期は1億7千1百万円の営業損失）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業の売上高は453億3千万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は4億3千8百万円（前年同期比56.8%減）となりました。

（生産及びOEM事業）

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、当社アパレル製品の生産高が前年同期を下回ったことや、OEM事業の売上が減少したことにより、売上高は前年同期より減少いたしました。生産管理体制の効率化により製造費用が減少した結果、営業利益は前年同期より増加いたしました。その結果、売上高は38億9千9百万円（前年同期比9.5%減）、営業利益は5千1百万円（前年同期比39.9%増）となりました。

（物流事業）

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、新システムの減価償却費の発生などにより販売費及び一般管理費が増加いたしました。

その結果、売上高は12億8千4百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は8百万円（前年同期比67.0%減）となりました。

（飲食事業）

「飲食事業」につきましては、株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナルが展開する「ジェラテリア マルゲラ」において、イタリアンジェラートの販売を平成25年7月より開始しております。現在、麻布十番店、アトレ恵比寿店、なんばパークス店の3店舗において販売しており、当連結会計年度の売上高は1億2千4百万円、営業損失は5千6百万円となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高の状況

| セグメントの名称 | 第 53 期 (平成26年) | | 第 54 期 (平成27年) | | 前年同期比増減 | |
|-----------|-------------------|-------|-------------------|-------|---------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 日 本 | 33,377 | 66.0 | 31,244 | 61.7 | △2,132 | △6.4 |
| 韓 国 | 11,088 | 21.9 | 13,721 | 27.1 | 2,633 | 23.8 |
| そ の 他 海 外 | 513 | 1.0 | 364 | 0.7 | △148 | △29.0 |
| アパレル関連事業計 | 44,978 | 88.9 | 45,330 | 89.5 | 352 | 0.8 |
| 生産及びOEM事業 | 4,310 | 8.5 | 3,899 | 7.7 | △410 | △9.5 |
| 物 流 事 業 | 1,283 | 2.6 | 1,284 | 2.5 | 0 | 0.1 |
| 飲 食 事 業 | — | — | 124 | 0.3 | 124 | — |
| 報告セグメント計 | 50,572 | 100.0 | 50,638 | 100.0 | 65 | 0.1 |
| 調 整 額 | △5,013 | — | △4,636 | — | 377 | — |
| 合 計 | 45,559 | — | 46,002 | — | 442 | 1.0 |

（注）「調整額」は、セグメント間の取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は総額8億5千8百万円であり、その主なものは、店舗の新設・改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、長期借入金を3億5千万円返済し、短期借入金を3億5千万円増額しております。

(4) 対処すべき課題

平成28年度のわが国経済の見通しにつきましては、政府や日銀の経済・金融政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されるものの、個人消費については引き続き節約志向による消費マインドの低下、また消費行動の多様化など経営環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

こうした状況の中、当社グループは、収益基盤の確立に向け、既存ブランドの業績回復、Eコマース事業の売上高拡大、さらに新規事業につきましても積極的に取り組んでまいります。

既存ブランドの業績回復に向けては、商品企画力の強化およびブランド価値向上に努めてまいります。今後の成長性が見込まれるEコマース事業においては、実店舗とEコマース相互の在庫連携に取り組むなど、オムニチャネルの推進を図り、さらなる売上拡大と収益確保を目指してまいります。

また昨年導入いたしました新情報システムの活用により、業務の効率化を図り、経営全体への効果をさらに高めてまいります。

海外につきましては、株式会社アイディージョイにおいて、ショッピングセンターなどの商業施設を中心に引き続き新規出店を推し進めることにより、売上の拡大に取り組んでまいります。中国の洛格（上海）商貿有限公司においては、不採算店舗の閉鎖やオンラインショップの拡大など収益の改善に努めてまいります。

平成28年12月期の連結業績につきましては、連結売上高425億円（前年同期比7.6%減）、連結営業利益6億円（前年同期比16.1%増）、連結経常利益7億円（前年同期比6.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5億円（前年同期比13.3%増）を見込んでおります。

なお当社グループでは、厳しい消費動向や事業環境の変化に伴い、平成28年度を初年度とする新たな中期経営計画を策定いたしました。

将来に向け持続的な成長実現を目指すため、利益体質強化に向けた事業戦略と効率運営を推し進め、平成30年度には連結売上高450億円、連結経常利益12億円の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

| 項 目 \ 期 別 | 第 51 期 (平成24年) | 第 52 期 (平成25年) | 第 53 期 (平成26年) | 第 54 期 (平成27年) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 37,048 | 41,463 | 45,559 | 46,002 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,129 | 1,680 | 1,623 | 660 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 2,170 | 1,356 | 1,262 | 441 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 62.11 | 35.48 | 33.05 | 11.56 |
| 総 資 産 (百万円) | 24,579 | 28,425 | 31,007 | 29,669 |
| 純 資 産 (百万円) | 15,444 | 18,673 | 20,290 | 20,236 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 394.71 | 481.57 | 522.33 | 520.71 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 61.4 | 64.8 | 64.3 | 67.0 |

② 当社の財産および損益の状況

| 項 目 \ 期 別 | 第 51 期 (平成24年) | 第 52 期 (平成25年) | 第 53 期 (平成26年) | 第 54 期 (平成27年) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 26,400 | 27,973 | 28,923 | 25,496 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,143 | 1,421 | 1,005 | 353 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,122 | 753 | 894 | 58 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 32.12 | 19.72 | 23.41 | 1.52 |
| 総 資 産 (百万円) | 16,785 | 18,509 | 19,166 | 17,622 |
| 純 資 産 (百万円) | 10,278 | 11,428 | 12,118 | 12,196 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円) | 268.86 | 299.01 | 317.38 | 319.50 |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 61.2 | 61.7 | 63.2 | 69.2 |

(注) 第51期末の発行済株式の総数は、公募による2,780,000株の新株式発行および第三者割当による525,000株の新株式発行（オーバーアロットメントによる当社株式売出しに関するもの）により3,305,000株増加し、38,237,067株となりました。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------|-------------|------------------|----------------------|
| A.P.C.Japan 株式会社 | 1千万円 | 100.0% | 紳士・婦人服等の輸入及び企画・製造・販売 |
| 株式会社レッセ・パッセ | 5千万円 | 80.0% | 婦人服等の企画・製造・販売 |
| 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル | 1億円 | 100.0% | 婦人服飾雑貨等の販売 |
| 株式会社ルックモード | 5千万円 | 100.0% | 婦人服等の生産及びOEM |
| 株式会社エル・ロジスティクス | 3千万円 | 100.0% | 製品・商品の物流・保管・検査 |
| 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル | 3百万円 | 100.0% | ジェラート製品等の製造・販売 |
| 株式会社アイディールック | 9億8千万ウォン | 99.0% | 婦人服等の企画・製造・販売及び輸出入 |
| 株式会社アイディージョイ | 20億ウォン | 99.0% (99.0%) | 婦人服等の販売 |
| ルック (H.K.) Ltd. | 115万香港ドル | 55.0% | 婦人服等の輸出入・販売 |
| 洛格 (上海) 商貿有限公司 | 23,388千人民币元 | 92.3% (39.4%) | 婦人服等の輸入及び企画・製造・販売 |

- (注) 1. 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナルは、当連結会計年度より重要な子会社となりました。
2. 「当社の議決権比率」欄の（）内は、間接所有割合であり、内数で記載しております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、アパレル関連事業（婦人服等の企画・製造・販売）を主な事業内容とし、さらに生産及びOEM事業、物流事業、飲食事業を行っております。

アパレル関連事業については、日本、韓国、その他海外（香港・中国）の地域で事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本店 東京都目黒区中目黒2丁目7番7号

支店 大阪市西区川口2丁目2番17号

② 子会社

A.P.C.Japan 株式会社 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社レッセ・パッセ 本社 (東京都 渋谷区)
 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社ルックモード 本社 (東京都 目黒区)
 株式会社エル・ロジスティクス 本社 (千葉県 習志野市)
 株式会社ファッシュナブルフーズ・インターナショナル 本社 (東京都 港区)
 株式会社アイディールック 本社 (韓国 ソウル市)
 株式会社アイディージョイ 本社 (韓国 ソウル市)
 ルック (H.K.) Ltd. 本社 (香港 九龍)
 洛格 (上海) 商貿有限公司 本社 (中国 上海市)

(9) 従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 (前期末比増減) |
|-----------|------------------|
| アパレル関連事業 | 名 |
| 日本 | 1,139 (70名減) |
| 韓国 | 408 (4名減) |
| その他海外 | 42 (43名減) |
| アパレル関連事業計 | 1,589 (117名減) |
| 生産及びOEM事業 | 66 (増減なし) |
| 物流事業 | 92 (2名減) |
| 飲食事業 | 6 (6名増) |
| 合 計 | 1,753 (113名減) |

(注) 上記常用従業員以外に臨時従業員を、年間平均782名雇用しております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,000 百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 550 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
(2) 発行済株式の総数 38,237,067株 (自己株式63,058株を含む)
(3) 株主数 5,219名
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|-------|------|
| | 千株 | % |
| 八木通商株式会社 | 3,105 | 8.13 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 815 | 2.13 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 784 | 2.05 |
| 住友生命保険相互会社 | 771 | 2.02 |
| 株式会社三越伊勢丹 | 672 | 1.76 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 664 | 1.74 |
| 株式会社三井住友銀行 | 654 | 1.71 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 590 | 1.55 |
| ルック役員持株会 | 465 | 1.22 |
| U A ゼンセンルックユニオン | 463 | 1.21 |

(注) 持株比率は、自己株式 (63,058株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|------------------|---------|--|
| 取締役会長 (代表取締役) | 牧 武 彦 | 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海) 商貿有限公司董事 |
| 取締役社長 (代表取締役) | 多 田 和 洋 | 株式会社アイディールック理事 |
| 専務取締役 | 城 所 幸 男 | A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ファッションナブルフーズ・インターナショナル代表取締役社長 |
| 常務取締役 | 高 山 英 二 | A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ルックモード取締役 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.) Ltd.取締役 洛格(上海) 商貿有限公司董事 |
| 取 締 役 | 趙 昇 坤 | 株式会社アイディールック代表理事社長 洛格(上海) 商貿有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 福 地 和 彦 | 株式会社コーチ・エイ顧問 |
| 常勤監査役 | 古 島 日左志 | A.P.C.Japan株式会社監査役 株式会社レッセ・パッセ監査役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル監査役 株式会社エル・ロジスティクス監査役 |
| 監 査 役 | 杉 田 徹 | 杉田事務所代表 |
| 監 査 役 | 服 部 秀 一 | 服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外監査役 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社社外監査役 東京建物株式会社社外監査役 |

(注) 1. 当事業年度において、取締役の担当が次のとおり変更されました。

| 氏 名 | 地位および担当 | | |
|---------|------------|----------------------|---------------|
| | 年 月 日 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 牧 武 彦 | 平成27年3月27日 | 取締役社長 (代表取締役) | 取締役会長 (代表取締役) |
| 多 田 和 洋 | 平成27年3月27日 | 取締役執行役員ブティック 事業部長 | 取締役社長 (代表取締役) |

なお、取締役高山英二氏の重要な兼職の状況ですが、平成28年1月1日付けで、株式会社ルックモード取締役から同社代表取締役社長へ変更になっております。

2. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりであります。

| | | |
|---------|---------|-----------------|
| 監査役(常勤) | 木和田 匡 英 | 平成27年3月27日 任期満了 |
|---------|---------|-----------------|

3. 取締役 福地和彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役 杉田徹および同 服部秀一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 取締役 福地和彦、監査役 杉田徹および同 服部秀一の3氏については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 福地和彦、監査役 杉田徹および同 服部秀一の3氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

取締役6名 147百万円（うち社外取締役1名7百万円）

監査役4名 33百万円（うち社外監査役2名14百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2. 監査役の報酬等の総額には、平成27年3月27日開催の第53回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。またその在任中に支給した報酬等の額は3百万円であります。
3. 上記報酬等は、下記の金額の範囲内において支払われたものであります。
- | | |
|--|--------|
| 取締役：平成19年3月29日開催の第45回定時株主総会において決議された年額 | 300百万円 |
| 監査役：平成3年3月30日開催の第29回定時株主総会において決議された月額 | 6百万円 |

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先 |
|-----|-------|--|
| 取締役 | 福地和彦 | 株式会社コーチ・エイ顧問 |
| 監査役 | 杉田 徹 | 杉田事務所代表 |
| 監査役 | 服部 秀一 | 服部総合法律事務所弁護士 ウシオ電機株式会社社外監査役 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社社外監査役 東京建物株式会社社外監査役 |

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 福地和彦 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に総合商社勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 杉田 徹 | 当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会13回すべてに出席し、主に商社繊維部門勤務における経験から、必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 服部 秀一 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 35百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、株式会社アイディールック、ルック(H.K.) Ltd. および洛格（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任また不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に重大な法令違反、監査品質の著しい低下等、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の規定に則り、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）につき、平成27年5月21日開催の取締役会において一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、企業統治の更なる強化を図るため、実効性のある内部統制システムの構築と、法令遵守の体制の確立に努めております。

- ・代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程を定め、当社グループの各部署について法令・定款および社内規程の遵守状況を監査し、その改善に努めております。
 - ・取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の推進を図っております。
 - ・コンプライアンスマニュアルを制定し、当社グループ役員および従業員が法令、社内規則および社会通念を遵守した行動をとるよう推進しております。
 - ・当社グループ横断的なホットライン（内部通報制度）を整備し、社内外に通報窓口を設け、情報の確保に努めます。報告、通報を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し担当部門と協議の上、全社的に再発防止策を実施いたします。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録しております。
 - ・その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、常時閲覧可能な状態を維持しております。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・危機管理の管理体制として、危機管理規程を定め当社グループの個々のリスクに対し管理責任者を決定し、同規程に則った管理体制を構築しております。
 - ・リスクを未然に防ぐため、代表取締役より任命された取締役を委員長とする危機管理委員会を設置し、適宜開催し情報収集を行い、リスク発生のおそれのある事項については対応策の策定に努めております。
 - ・不測の事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害および被害の拡大を最小限に止めるとともに、再発防止に努めます。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。取締役、執行役員、監査役および代表取締役の指名する当社各部門長および子会社の役員により構成される経営会議において、当社グループの経営方針、経営戦略を検討し、その審議を経た後、取締役会で執行決定を行っております。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細を定めております。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社の役職員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正を監視し、当社の取締役会に報告できる体制としています。
 - ・グループ会社間で定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めてまいります。
 - ・内部監査室は、適時グループ会社の業務遂行等の監査を実施いたします。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができるものとします。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・指名された使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有するものとします。
 - ・監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- ⑧取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
 - ・当社ならびに子会社の取締役および使用人は、法令・定款に違反する、またはその恐れがある行為、あるいは当社グループに重大な損害を与えうる事実を発見した場合は直ちに監査役に報告することとします。また、コンプライアンス委員会および危機管理委員会は、当社グループ内で受けた報告事項を監査役に報告することとします。
 - ・監査役への報告ならびに両委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席し、取締役および使用人に説明を求めることができます。
 - ・監査役は、会計監査人から会計監査内容について、内部監査室からは業務監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
 - ・監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められた場合を除き、当該費用または債務を処理します。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役会は、社外取締役を含む取締役6名で構成され、社外取締役2名を含む監査役3名も出席し、職務執行の意思決定を監督しております。原則月1回、全13回開催され、経営会議については、月1回、全12回開催されました。

- ②監査役は、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。また、会計監査人・内部監査室から定期的に報告を受け、情報交換等の連携を図っております。
- ③行動規範としてのコンプライアンスマニュアルをグループ全従業員に配布し、コンプライアンス遵守の徹底を図ると共に、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、ホットラインへの対応、コンプライアンスの向上に努めております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of “Challenge”」「Spirit of “Creativity”」「Spirit of “Craftsmanship”」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略と

しております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。

当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実に公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。

当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

① 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等

の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

② 本プランの内容

(イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(ハ) 「本必要情報」の提供

「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

その概要は以下のとおりであります。

- a. 買付者等およびそのグループの詳細
- b. 大規模買付等の目的、方法および内容
- c. 大規模買付等の対価の算定根拠
- d. 大規模買付等に要する資金の裏付け
- e. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
- f. 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要

- g. 大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
- h. 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i. 大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
- j. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

(二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa. またはb. の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a. 対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b. その他の大規模買付等の場合には最長90日間

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(ハ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代案を提示することもあります。

(ホ) 独立委員会による勧告

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(ハ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

- (3) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記(2)の取り組みが上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(2)に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

③ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平

成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。

本プランの有効期間は、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、

(イ) 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または

(ロ) 当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご意思に依拠することとなります。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様へ情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(注) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 29,669 | (負債の部) | 9,432 |
| 流動資産 | 20,378 | 流動負債 | 7,340 |
| 現金及び預金 | 4,912 | 支払手形及び買掛金 | 3,768 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,344 | 短期借入金 | 500 |
| 商品及び製品 | 7,912 | 1年以内返済予定長期借入金 | 500 |
| 仕掛品 | 506 | 未払費用 | 1,515 |
| 原材料及び貯蔵品 | 323 | 未払法人税等 | 100 |
| 繰延税金資産 | 926 | 未払消費税等 | 296 |
| その他 | 491 | 返品調整引当金 | 39 |
| 貸倒引当金 | △37 | 賞与引当金 | 135 |
| 固定資産 | 9,290 | ポイント引当金 | 14 |
| 有形固定資産 | 3,544 | 資産除去債務 | 39 |
| 建物及び構築物 | 1,045 | その他 | 430 |
| 機械装置及び運搬具 | 11 | 固定負債 | 2,092 |
| 工具、器具及び備品 | 698 | 長期借入金 | 550 |
| 土地 | 1,651 | 繰延税金負債 | 268 |
| その他 | 137 | 退職給付に係る負債 | 647 |
| 無形固定資産 | 715 | 役員退職慰労引当金 | 11 |
| 投資その他の資産 | 5,031 | 資産除去債務 | 182 |
| 投資有価証券 | 3,093 | その他 | 431 |
| 敷金 | 1,774 | (純資産の部) | 20,236 |
| その他 | 299 | 株主資本 | 18,258 |
| 貸倒引当金 | △135 | 資本金 | 6,340 |
| 資産合計 | 29,669 | 資本剰余金 | 1,631 |
| | | 利益剰余金 | 10,302 |
| | | 自己株式 | △17 |
| | | その他の包括利益累計額 | 1,619 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,357 |
| | | 為替換算調整勘定 | 261 |
| | | 少数株主持分 | 359 |
| | | 負債及び純資産合計 | 29,669 |

連結損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------------|------|--------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売 上 高 | | 46,002 |
| 売 上 原 価 | | 24,694 |
| 売 上 総 利 益 | | 21,307 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 20,790 |
| 営 業 利 益 | | 516 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 68 | |
| そ の 他 | 157 | 225 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 16 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 50 | |
| そ の 他 | 15 | 82 |
| 経 常 利 益 | | 660 |
| 特 別 利 益 | | |
| 事 業 譲 渡 益 | 328 | 328 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 384 | |
| ブ ラ ン ド 撤 退 損 失 | 123 | |
| そ の 他 | 9 | 517 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 471 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 255 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △247 | 7 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 463 |
| 少 数 株 主 利 益 | | 22 |
| 当 期 純 利 益 | | 441 |

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年1月1日期首残高 | 百万円 6,340 | 百万円 1,631 | 百万円 9,931 | 百万円 △15 | 百万円 17,889 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △114 | | △114 |
| 当期純利益 | | | 441 | | 441 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 連結範囲の変動 | | | 44 | | 44 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 371 | △1 | 369 |
| 平成27年12月31日期末残高 | 6,340 | 1,631 | 10,302 | △17 | 18,258 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 少数株主 持 分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------------------|-------------|---------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 平成27年1月1日期首残高 | 百万円 1,366 | 百万円 687 | 百万円 2,054 | 百万円 347 | 百万円 20,290 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △114 |
| 当期純利益 | | | | | 441 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 連結範囲の変動 | | | | | 44 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | △8 | △426 | △435 | 11 | △423 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △8 | △426 | △435 | 11 | △53 |
| 平成27年12月31日期末残高 | 1,357 | 261 | 1,619 | 359 | 20,236 |

連結注記表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社はA.P.C.Japan(株)、(株)レッセ・パッセ、(株)ヴェラ・ブラッドリー・スタイル、(株)ルックモード、(株)エル・ロジスティクス、(株)ファッショナブルフーズ・インターナショナル、(株)アイディールック、(株)アイディージョイ、ルック(H.K.)Ltd.、洛格（上海）商貿有限公司の10社であります。

非連結子会社であった(株)ファッショナブルフーズ・インターナショナルは、重要性が増したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

非連結子会社は(有)ラボ・オーフナト、(有)アリスおよび(株)MAISON DE SARAHで、その総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等にして僅少であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社3社および関連会社1社の当期純損益（持分相当額）および利益剰余金（持分相当額）等のそれぞれの合計額は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要な影響を及ぼしておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)レッセ・パッセの事業年度の末日は8月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては11月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
平成19年3月31日以前に取得したものに旧定率法を採用しております。
平成19年4月1日以降に取得したものに定率法を採用しております。
なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、主に一般債権については貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金
当社および一部の連結子会社は、返品による損失に備えるため、法人税法の規定に準じた繰入限度相当額を計上しております。
 - ③ 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
当社は、平成18年3月30日開催の定時株主総会をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任する役員の役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金制度廃止時点における要支給額を引当計上しております。
なお、連結子会社1社は、役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。
 - ⑤ ポイント引当金
顧客に付与したポイントの利用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 当社および一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職一時金については期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及び期間にわたり均等償却しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<表示方法の変更>

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「為替差益」(当連結会計年度4百万円)および「退職給付引当金戻入額」(当連結会計年度4百万円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

<追加情報>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,636百万円

2. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建 物 113百万円

土 地 1,132百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金 500百万円

長期借入金 1,050百万円

3. 保証債務

債務保証残高 1百万円

非連結子会社の金融機関からの借入金に対する保証債務であります。

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失の内容

| 場所 | 用途 | 種類 |
|---------|-------|---|
| 東京都港区、他 | 事業用資産 | 建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 投資その他の資産その他 (長期前払費用) |
| 中国上海市 | 共用資産 | 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 無形固定資産 (ソフトウェア) |

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

上記資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額384百万円（建物及び構築物243百万円、機械装置及び運搬具34百万円、工具、器具及び備品84百万円、無形固定資産2百万円、投資その他の資産その他20百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 38,237,067株
2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議日 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------|----------|-------------|------------|
| 平成27年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 114百万円 | 3円00銭 | 平成26年12月31日 | 平成27年3月30日 |

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|--------|----------|-------------|------------|
| 平成28年3月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 114百万円 | 3円00銭 | 平成27年12月31日 | 平成28年3月31日 |

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金の一部を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に賃借物件に係る預託であり、預入先の信用リスクが存在します。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、一部外貨建ての営業債務は為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約によるヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとの期日管理および残高管理を行い、主な取引先の信用状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

デリバティブ取引については権限規程等を定めた社内管理規程に基づいて経理部が実行、管理し、定期的に取締役会で取引状況を報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 4,912 | 4,912 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金(*1) | 5,340 | 5,340 | — |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 3,022 | 3,022 | — |
| (4) 敷金 | 1,039 | 1,039 | 0 |
| 資産計 | 14,314 | 14,314 | 0 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 3,768 | 3,768 | — |
| (2) 短期借入金 | 500 | 500 | — |
| (3) 長期借入金(*2) | 1,050 | 1,063 | 13 |
| 負債計 | 5,318 | 5,332 | 13 |
| デリバティブ取引(*3) | (18) | (18) | — |

- (*)1) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (*)2) 1年以内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*)3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (4) 敷金
敷金の時価の算定は、合理的に見積りをした敷金の償還予定時期に基づき、合理的と考えられる割引率を用いて現在価値を算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であります。通貨関連取引の時価については金融機関等より提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|------------|-----------------|
| 非上場株式等（※1） | 71 |
| 敷金（※2） | 734 |

※1 これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

※2 敷金のうち、実質的な預託期間を算定することが困難なものについては、時価を把握することが困難であると認められるため「(4) 敷金」には含めておりません。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

- 1. 1株当たり純資産額 520円71銭
- 2. 1株当たり当期純利益 11円56銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

<その他の注記>

企業結合等関係

事業分離

(1)事業分離の概要

①分離先企業の名称

トリーバーチ・ジャパン株式会社

②分離した事業の内容

当社の「トリー バーチ」事業

③事業分離を行った主な理由

当社は、平成27年1月23日にTory Burch Far East Limited(香港)および三菱商事ファッション株式会社との三者間で締結しております「トリー バーチ」婦人服および雑貨の日本国内における独占販売契約について、平成27年7月31日の契約期間満了をもって終了することに合意いたしました。

当該合意に基づき、当社で行っている「トリー バーチ」事業の移管を行う目的で事業譲渡の契約を正式に締結いたしました。

④事業分離日

平成27年7月31日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金のみとする事業譲渡

(2)実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

321百万円

②移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

| | |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,353百万円 |
| 固定資産 | 472 |
| 資産合計 | 1,826 |
| 流動負債 | 39 |
| 負債合計 | 39 |

③会計処理

譲渡の対価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額である移転損益を、連結損益計算書において事業譲渡損益として認識しております。

(3)分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

アパレル関連事業(日本)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| | 百万円 | | 百万円 |
| (資産の部) | 17,622 | (負債の部) | 5,426 |
| 流動資産 | 10,413 | 流動負債 | 3,889 |
| 現金及び預金 | 3,066 | 支払手形 | 498 |
| 受取手形 | 102 | 買掛金 | 940 |
| 売掛金 | 2,526 | 短期借入金 | 500 |
| 商品及び製品 | 3,432 | 1年以内返済予定長期借入金 | 500 |
| 仕掛品 | 19 | リース債務 | 51 |
| 原材料及び貯蔵品 | 0 | 未払金 | 17 |
| 繰延税金資産 | 88 | 未払費用 | 841 |
| 短期貸付金 | 1,145 | 未払法人税等 | 45 |
| その他 | 372 | 未払消費税等 | 183 |
| 貸倒引当金 | △341 | 預り金 | 68 |
| 固定資産 | 7,209 | 返品調整引当金 | 34 |
| 有形固定資産 | 1,970 | 賞与引当金 | 74 |
| 建物 | 434 | その他 | 133 |
| 構築物 | 1 | 固定負債 | 1,536 |
| 機械装置 | 1 | 長期借入金 | 550 |
| 工具器具備品 | 191 | 繰延税金負債 | 72 |
| 土地 | 1,207 | 退職給付引当金 | 555 |
| リース資産 | 134 | 役員退職慰労引当金 | 11 |
| 無形固定資産 | 529 | 関係会社事業損失引当金 | 74 |
| 投資その他の資産 | 4,708 | リース債務 | 159 |
| 投資有価証券 | 2,304 | 資産除去債務 | 111 |
| 関係会社株式 | 432 | その他 | 1 |
| 長期貸付金 | 911 | (純資産の部) | 12,196 |
| 敷金 | 1,059 | 株主資本 | 11,332 |
| 長期差入保証金 | 50 | 資本金 | 6,340 |
| その他 | 44 | 資本剰余金 | 1,631 |
| 貸倒引当金 | △92 | 資本準備金 | 1,631 |
| 資産合計 | 17,622 | 利益剰余金 | 3,377 |
| | | 利益準備金 | 8 |
| | | その他利益剰余金 | 3,368 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,368 |
| | | 自己株式 | △17 |
| | | 評価・換算差額等 | 863 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 863 |
| | | 負債及び純資産合計 | 17,622 |

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------------|-----|--------|
| | 百万円 | 百万円 |
| 売 上 高 | | 25,496 |
| 売 上 原 価 | | 13,570 |
| 売 上 総 利 益 | | 11,925 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 11,833 |
| 営 業 利 益 | | 91 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 126 | |
| 受 取 地 代 家 賃 | 63 | |
| そ の 他 | 117 | 307 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 15 | |
| 為 替 差 損 | 14 | |
| そ の 他 | 15 | 45 |
| 経 常 利 益 | | 353 |
| 特 別 利 益 | | |
| 事 業 譲 渡 益 | 328 | |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 55 | 383 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 120 | |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 381 | |
| ブ ラ ン ド 撤 退 損 失 | 123 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 110 | |
| そ の 他 | 1 | 737 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 0 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 36 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △93 | △57 |
| 当 期 純 利 益 | | 58 |

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 自 己 株 式 | 株 主 本 計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成27年1月1日期首残高 | 百万円 6,340 | 百万円 1,631 | 百万円 8 | 百万円 3,424 | 百万円 3,433 | 百万円 △15 | 百万円 11,390 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △114 | △114 | | △114 |
| 当期純利益 | | | | 58 | 58 | | 58 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | △56 | △56 | △1 | △57 |
| 平成27年12月31日期末残高 | 6,340 | 1,631 | 8 | 3,368 | 3,377 | △17 | 11,332 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------|---------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | |
| 平成27年1月1日期首残高 | 百万円 727 | 百万円 727 | 百万円 12,118 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △114 |
| 当期純利益 | | | 58 |
| 自己株式の取得 | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | 136 | 136 | 136 |
| 事業年度中の変動額合計 | 136 | 136 | 78 |
| 平成27年12月31日期末残高 | 863 | 863 | 12,196 |

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法であります。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法であります。

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

時価のないもの

移動平均法による原価法であります。

(2) デリバティブ取引

時価法によっております。

(3) たな卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法を採用しております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により計上しており、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金 ……返品による損失に備えるため、法人税法の規定に準じた繰入限度相当額を計上しております。

- (3) 賞 与 引 当 金 ……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (4) 退 職 給 付 引 当 金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定方法は簡便法によっております。
- (5) 役員退職慰労引当金 ……平成18年3月30日開催の定時株主総会をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任する役員の役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金制度廃止時点における要支給額を引当計上しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金 ……関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<表示方法の変更>

(貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」(前事業年度308百万円)につきましては、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「退職給付引当金戻入額」(当事業年度4百万円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

<貸借対照表に関する注記>

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,184百万円 |
| 2. 関係会社に対する長期金銭債権 | 908百万円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 215百万円 |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,301百万円 |
| 5. 担保に供している資産および担保に係る債務 | |
| (1)担保に供している資産 | |
| 建 物 | 113百万円 |
| 土 地 | 1,132百万円 |
| (2)担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 500百万円 |
| 長期借入金 | 1,050百万円 |
| 6. 保証債務 | |
| ルック(H.K.)Ltd. | 49千US\$ |
| | (円貨額 6百万円) |

信用状取引に対する保証債務であります。

| | |
|--------------------------|-------|
| (株)ルックモード | 43百万円 |
| (株)ヴェラ・ブラッドリー・スタイル | 92百万円 |
| (株)ファッショナブルフーズ・インターナショナル | 3百万円 |

商品売買取引および賃貸借契約取引に対する保証債務であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高は次のとおりであります。

| | |
|------------|----------|
| 売上高 | 34百万円 |
| 仕入高 | 4,204百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 158百万円 |

2. 減損損失の内容

| 場所 | 用途 | 種類 |
|----------|-------|---------------------------------------|
| 東京都中央区、他 | 事業用資産 | 建物、工具器具備品、 投資その他の資産その他 (長期前払費用) |

当社は店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。上記資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額120百万円（建物91百万円、工具器具備品27百万円、投資その他の資産その他1百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| | |
|------|---------|
| 普通株式 | 63,058株 |
|------|---------|

<税効果会計に関する注記>

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-------------|--------|
| 繰越欠損金 | 442百万円 |
| 退職給付費用限度超過額 | 183 |
| たな卸資産評価損否認額 | 239 |
| 減損損失 | 1,045 |
| 貸倒引当金否認 | 112 |
| その他 | 598 |
| 繰延税金資産小計 | 2,622 |
| 評価性引当額 | △2,190 |
| 繰延税金負債との相殺 | △342 |
| 繰延税金資産合計 | 88 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △411百万円 |
| 資産除去債務固定資産 | △4 |
| 繰延税金負債小計 | △415 |
| 繰延税金資産との相殺 | 342 |
| 繰延税金負債合計 | △72 |
| 繰延税金資産の純額 | 16 |

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収または支払いが見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.26%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社および関連会社等

| 種類 | 会社名 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の 内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|--------------------------|------------|--------------|---------------|--------------|----------------|-----------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | A.P.C. Japan(株) | 東京都 目黒区 | 10 | アパレル 関連事業 | 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | 540 | 短期貸付金 | 540 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 540 | 長期貸付金 | 558 |
| | | | | | | | 利息の受取 | 17 | - | - |
| 子会社 | (株)レッセ・パッセ | 東京都 渋谷区 | 50 | アパレル 関連事業 | 直接 80% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | - | 長期貸付金 | 276 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 24 | - | - |
| | | | | | | | 利息の受取 | 2 | - | - |
| 子会社 | (株)ヴェラ・ブラッドリー・スタイル | 東京都 目黒区 | 100 | アパレル 関連事業 | 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | 528 | 短期貸付金 | 528 |
| | | | | | | | 利息の受取 | 3 | - | - |
| 子会社 | (株)ルックモード | 東京都 目黒区 | 50 | 生産及び OEM事業 | 直接 100% | 製品の仕入 役員の兼任 | 製品の仕入 | 3,173 | 買掛金 | 184 |
| | | | | | | | 家賃の受取 | 46 | - | - |
| 子会社 | (株)ファッションブルフーズ・インターナショナル | 東京都 港区 | 3 | 飲食事業 | 直接 100% | 資金の貸付 役員の兼任 | 資金の貸付 | 70 | 短期貸付金 | 70 |
| | | | | | | | 利息の受取 | 0 | - | - |

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当事業年度において381百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。
2. 製品の仕入については、市場価格、原価等を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。
4. 期末残高には消費税等を含めております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり純資産額 319円50銭
2. 1株当たり当期純利益 1円52銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

< その他の注記 >

企業結合等関係

連結注記表の「その他の注記 企業結合等関係」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社 ルック
取締役会 御中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 原 玄 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ルックの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社 ルック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐川 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹原 玄 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ルックの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

株式会社 ルック 監査役会

常勤監査役 古 島 日左志 ㊟

社外監査役 杉 田 徹 ㊟

社外監査役 服 部 秀 一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化、積極的な事業展開に備える内部留保の充実を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分を行うことを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額114,522,027円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されましたので、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条第2項および第36条第2項の一部変更を行うものであります。なお、定款第27条第2項の変更を本株主総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定款第30条に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を4年とするとともに、定款第31条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条 (選任方法)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第30条 (選任方法)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第31条 (任期)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第31条 (任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、社外取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|---|------------|
| 1 | まき たけ ひこ 牧 武 彦 (昭和28年5月29日生) | 昭和51年3月 当社入社 平成14年3月 当社取締役人事総務部長 平成17年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役(現任) 平成18年3月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成18年3月 当社常務取締役執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成19年3月 当社常務取締役上席執行役員業務企画室長兼人事総務、経理、物流担当 平成21年3月 当社取締役社長 平成21年4月 洛格(上海)商貿有限公司董事(現任) 平成27年3月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事 | 257,492株 |
| 2 | た だ かず ひろ 多 田 和 洋 (昭和40年1月2日生) | 昭和63年3月 当社入社 平成25年3月 当社取締役執行役員ブティック事業部長 平成25年3月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成27年3月 当社取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック理事 | 41,927株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|-----------|--|--|-------------------|
| 3 | き どころ さち お 城 所 幸 男 (昭和33年2月19日生) | 昭和55年3月 当社入社 平成19年3月 当社取締役上席執行役員東京営業 部長 平成21年3月 当社常務取締役上席執行役員営業 担当 平成22年9月 当社常務取締役 平成23年7月 A.P.C.Japan株式会社代表取締役 社長 (現任) 平成24年1月 当社専務取締役 (現任) 平成25年4月 株式会社ファッションブルフーズ・インターナショナル代表取締 役社長 (現任) 平成26年7月 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・ スタイル取締役 (現任) (重要な兼職の状況) A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ファッションブルフーズ・インターナ ショナル代表取締役社長 | 116,858株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--|------------|
| 4 | たか やま えい じ 高山英二 (昭和33年5月26日生) | 昭和56年3月 当社入社 平成21年3月 当社取締役上席執行役員経理部長 平成21年3月 株式会社エル・ロジスティクス取締役(現任) 平成22年4月 A.P.C.Japan株式会社取締役(現任) 平成23年3月 ルック(H.K.)Ltd.取締役(現任) 平成23年3月 株式会社アイディールック理事(現任) 平成23年3月 洛格(上海)商貿有限公司董事(現任) 平成24年3月 当社常務取締役(現任) 平成26年4月 株式会社レッセ・パッセ取締役(現任) 平成26年7月 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役(現任) 平成28年1月 株式会社ルックモード代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) A.P.C.Japan株式会社取締役 株式会社レッセ・パッセ取締役 株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイル取締役 株式会社ルックモード代表取締役社長 株式会社エル・ロジスティクス取締役 株式会社アイディールック理事 ルック(H.K.)Ltd.取締役 洛格(上海)商貿有限公司董事 | 70,167株 |
| 5 | ちよ すん こん 趙昇坤 (昭和27年7月18日生) | 昭和52年7月 KORON商事株式会社入社 昭和63年1月 株式会社サンバンウル ルック(現 株式会社アイディールック)入社 平成5年3月 株式会社サンバンウル ルック(現 株式会社アイディールック)理事営業本部長 平成16年3月 株式会社アイディールック代表理事社長(現任) 平成22年3月 当社取締役(現任) 平成22年12月 洛格(上海)商貿有限公司董事長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイディールック代表理事社長 洛格(上海)商貿有限公司董事長 | 25,548株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|---|------------|
| 6 | 福地 和彦 (昭和29年1月6日生) | 昭和51年4月 三井物産株式会社入社 平成15年1月 同社物資本部資材部長 平成17年4月 米国三井物産株式会社ニューヨーク支店 Senior Vice President, Consumer Service Business Dept. 平成21年4月 三井物産株式会社執行役員コンシューマーサービス事業本部長 平成23年4月 同社執行役員九州支社長 平成25年7月 株式会社コーチ・エイ顧問(現任) 平成26年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社コーチ・エイ顧問 | 0株 |
| *7 | 遠藤 洋一 (昭和36年3月28日生) | 昭和59年4月 株式会社奥羽総合設計事務所入社 昭和60年11月 株式会社福田屋洋服店(現株式会社アダストリア)入社 平成22年3月 株式会社ポイント(現株式会社アダストリア)代表取締役専務執行役員 平成25年4月 株式会社ポイント代表取締役社長 平成25年9月 株式会社アダストリアホールディングス(現株式会社アダストリア)代表取締役社長 平成27年8月 株式会社オフィス遠藤代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オフィス遠藤代表取締役社長 | 0株 |

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者です。
2. 取締役候補者趙昇坤氏は、当社の事業の部類に属する婦人服等の企画・製造・販売および輸出入の事業を営む株式会社アイディールックの代表理事社長および婦人服等の輸入および企画・製造・販売事業を営む洛格(上海)商贸有限公司の董事長であります。その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者福地和彦氏は、社外取締役候補者であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に対する届出を行っており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役候補者福地和彦氏は、総合商社における豊富な国際経験と幅広い知識・見識を有しており、現に当社の社外取締役として、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の客観性・適正性を高めるための助言・提言をいただいております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 取締役候補者福地和彦氏は、当社と会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。また、同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社は同氏との前記責任限定契約を継続する予定であります。

6. 取締役候補者遠藤洋一氏は、社外取締役候補者であり、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
7. 取締役候補者遠藤洋一氏を社外取締役候補者とした理由は、衣料小売業における経営者としての幅広い知識・見識を有しており、これらを当社の経営全般に活かし、また当社の取締役会の意思決定の客観性・適正性を高めるための助言・提言をいただけるものと判断したためであります。
8. 取締役候補者遠藤洋一氏が取締役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
9. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分を含んでおります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役古島日左志氏が、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、選任された監査役の任期は、当社定款第31条第2項の規定により退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------|---|------------|
| なが せ まさ とし 永瀬 雅俊 (昭和31年8月29日生) | 昭和55年3月 当社入社 平成16年3月 当社ブティック事業部長 平成22年1月 当社専門店部長 平成22年4月 A.P.C.Japan株式会社代表取締役社長 平成23年7月 A.P.C.Japan株式会社代表取締役副社長 平成26年1月 当社人事総務部長（現任） | 34,346株 |

- (注) 1. 監査役候補者永瀬雅俊氏と当社との間に、特別の利害関係はありません
2. 当社は「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決され、かつ監査役候補者永瀬雅俊氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
3. 監査役候補者は、当社人事総務部長の地位を本株主総会開催日までに退任予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成27年3月27日開催の第53回定時株主総会において補欠監査役として選任された日野義英氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|----------------------|---|------------|
| 日野義英 (昭和37年8月2日生) | 平成2年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 坂野・瀬尾・橋本法律事務所（現東京八丁堀法律事務所）入所 平成12年4月 東京八丁堀法律事務所パートナー（現任） 平成25年10月 東京地方裁判所非常勤裁判官（民事調停官）（現任） (重要な兼職の状況) 東京八丁堀法律事務所パートナー | 0株 |

- (注) 1. 補欠監査役候補者日野義英氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者日野義英氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 補欠監査役候補者日野義英氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合には、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 4. 補欠監査役候補者日野義英氏は、弁護士としての高い見識、知識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を遂行できるものと判断しております。
 5. 補欠監査役候補者日野義英氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
目黒雅叙園 2階 華うたげの間



交通のご案内

J R 山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。